

日本赤十字社次世代育成支援対策行動計画

第1 計画の趣旨

この計画は、育児支援のための制度を拡充するとともに、育児支援に対する職員の意識を啓発し、育児支援のための制度が利用しやすい職場環境を確立するなど、職員が仕事と子育てを両立させることができるように、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、日本赤十字社としての取組みを定めたものである。

第2 計画の期間

平成21年5月1日から平成24年3月31日まで

第3 計画の内容

1. 育児支援のための制度の拡充

(1) 育児短時間勤務制度（1週間当たりの勤務時間が19時間30分から25時間までの勤務形態から選択し、希望する日・時間帯に勤務することができる制度）を導入する。

<対策>

平成21年5月 支部・施設内の体制整備

平成21年8月 制度の導入

平成22年4月 新規採用職員研修会、院内報等による職員への周知
(毎年度)

(2) 「部分休業」、「時差出勤」及び「所定労働時間を超えない勤務」について対象となる子の範囲を満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に拡大するとともに、育児休業からの復帰時等における俸給月額の調整割合を「2分の1」から「100分の100以下」に改めたことについて周知を図る。

<対策>

平成21年5月 階層別研修会等による職員への周知

平成22年4月 新規採用職員研修会、院内報等による職員への周知
(毎年度)

2. 育児支援のための制度の活用の促進

(1) 育児支援のための制度を紹介したガイドブックの標準版を作成する。

<対策>

平成21年12月 原稿の作成

平成22年2月 支部・施設への標準版の配付

平成22年4月 支部・施設での職員への配付・備付等

平成23年3月 内容の見直し・改訂（適宜）

(2) 全ての施設で育児休業中の職員への情報提供や復職後の職員に対して復帰時オリエンテーションを行う。

<対策>

平成21年5月 支部・施設において情報提供内容、方法及び担当者等の検討

平成21年10月 支部・施設ごとに順次開始

平成22年3月 実施状況等について確認（適宜）

第4 計画の見直し

本計画期間の終了までに、育児支援のための制度の活用状況及び計画の実施状況を把握・点検し、その結果を踏まえて、次期計画を策定し、平成24年4月1日から実施する。